

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第8号

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成元年倉吉市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） 補助執行を行う事務		別表第1（第3条関係） 補助執行を行う事務	
事務部局	事項	事務部局	事項
教育委員会	1～5 略 6 倉吉市公共施設等における 放置自動車の適正な処理に 関する条例（平成27年倉吉市 条例第11号） <u>及び倉吉市公共 施設等における自転車等の 放置に対する措置に関する 条例（令和4年倉吉市条例第 2号）</u> の規定により市長が 行う事務処理に関すること （教育委員会が所管する公 共施設等に関するものに 限る。）。 7・8 略	教育委員会	1～5 略 6 倉吉市公共施設等にお ける放置自動車の適正な 処理に関する条例（平成 27年倉吉市条例第11 号）の規定により市長 が行う事務処理に関す ること（教育委員会が 所管する公共施設等 に関するものに限る。 ）。 7・8 略
略		略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。